

七ヶ国地頭職「辞止」をめぐる鎌倉幕府と後白河院

——関連史料の吟味を中心として——

松島周一

一、はじめに

鎌倉幕府成立史もしくは鎌倉期の国家構造の形成史という視角で見ると、文治二年（一一八六）は、それ以前の内乱史の展開の中で東国中心に積みあげられた幕府の支配体制が、前年末のいわゆる文治勅許によって畿内以西まで拡大されたあとをうけ、貴族政権側との折衝とそれによる修正が進められて行った段階といえよう。むしろ以後の鎌倉幕府の支配体制につながる枠組はここでこそ確立されて行ったのではないか。その過程で鎌倉と京都の思惑がぶつかり合った主要な問題点のひとつに、「地頭」をめぐる軋轢があった。しかし、一口に「地頭」といっても、文治二年の各時期に朝幕間で具体的に折衝の焦点となっていたのはどのような存在の「地頭」であったのか、現在まで必ずしも一定した理解が得られているとはいえないであろう。顕著な一例を挙げれば、この年三月に北条時政が辞止し

た七ヶ国地頭職の実態をめぐり、石母田正氏以来の一国地頭職の集積という理解⁽¹⁾に対して、近年、相次いでそれと異なる視角からの説⁽²⁾が提出されているは周知の通りである。前年末の文治勅許の意味を考える上でも、以降の幕府の体制構築を展望する上でも、重要なキーポイントとなる筈の七ヶ国地頭職の理解が、現在の研究状況の中では一種のブラックボックスに入ってしまったことは、文治二年の「地頭」問題を考えることの困難さをよく示している。

本稿では、そうした文治二年初頭の「地頭」問題が具体的にどのような存在を対象として紛糾したのかを、特に関連史料の吟味を通して整理することを第一の課題とする。

二、史料と問題点

周知のように、文治二年三月はじめの頃、北条時政による七ヶ国地頭職の辞止と惣追捕使への守補をめぐる動きがあり、それに関連するいくつかの史料が「吾妻鏡」(以下「鏡」とする)に載せられている。最も基本的なものを挙げておけば、次のようになる⁽³⁾。

①〔……諸国被補惣追捕使并地頭内七ヶ国分、北条殿被拝領畢。而深存公平、去比上表地頭職。其上重被付書状於帥中納言、黄門又付定長朝臣、被奏聞之。〕

院進御物之脚力、可罷下候之由、所申候也。以去廿八日、三ヶ度御返事統一通、進覧之由、賜御教書候畢。而件脚力、不能賜御返事、罷下候。所恐申也者。抑一日參拜之時、七ヶ国地頭職之条、雖令言上候、未承分明之仰、罷出候畢。仍於時政給七ヶ国地頭職者、各為令遂勸農候、可令辭止之由、所令存候也。於惣追捕使者、彼

凶党出来候之程、且為承成敗、可令守補之由、所令存知也。凡国々百姓等、兵糧米使等、寄事於左右、押領所々公物之由、訴訟不絶候也。且糺明如此等之次第、若兵糧米有過分者、即糺返件過分、又百姓等令未濟者、計糺田數、早可令究濟之由、尤可蒙御下知候。兼又没官之所々、蒙院宣并二位家仰候之間、可令見知之由、同所令存也。以此由、可令言上給候。時政誠惶誠恐謹言。

三月一日

平時政申文

進上 大夫屬殿

②〔……亦北条殿言上事、奏聞之由、左少弁所被示送于帥中納言之状、黄門遣北条殿云々。〕

時政申状 奏聞候畢。七ヶ国地頭辭退事、尤穩便聞食。惣追捕使事、何様可候哉。為遂勸農、停止地頭職、無人愁者、旁神妙、定為其儀歟。兵糧米未濟事、又以同前、迎春譴責、窮民若為歎歟、其条又定相計旨候歟。没官所々檢知事、自二位卿許、上へは申旨も不候、次第何様候哉。委趣尋聞子細、且可令計申給之由、内々御氣色候也。恐惶謹言。

三月二日

左少弁

帥中納言殿

③〔……北条殿被申七ヶ国地頭上表事、兵糧米事、没官所々事、已經奏聞畢之由、左少弁遣奉書於帥中納言、彼卿又送其状於北条殿云々。〕

時政申状 奏聞畢。

一 地頭辭退事、為人愁停止之条、尤為穩便歟。

一 惣追捕使事、雖替其名、只同前歟。但義経・行家不出来以前、二位卿不申行之外、一向可被止之由、難被

七ヶ国地頭職「辭止」をめぐる鎌倉幕府と後白河院（松島）

計仰。世間不落居之間、毎国置惣追捕使、若又広博庄園許計補者可宜歟。最狭少所々皆悉被補者、喧嘩不絶、訴訟不尽歟。且令散万人之愁、可為尋出兩人之術歟。

一 兵糧米未濟事、任道理尤可有沙汰歟。

一 没官所々事、二位卿無申旨、仍不能被仰左右。

以前条々、以此趣可被計仰歟。如此事不知子細事也。殊可令斟酌給。今春不勸農者、諸事有若亡歟。能々優如致沙汰者、定叶天意歟之由、内々御気色候也。仍言上如件。

三月七日

左少弁定長

進上 帥中納言殿

①は時政が後白河院と鎌倉幕府の折衝の窓口となっていた藤原経房（の家司）に提出した申文であり、②、③はそれを聞いた院側の意向を伝奏であった藤原定長が経房に伝えた院宣である。「」の中に入っているのが、それぞれの文書に付された「鏡」の地の文である。なお、①を提出した時政が、その最終的な宛先を後白河院と考えていたかどうかは、後述するようにやや不明な部分が残る。しかし、②、③が経房を経由して時政までの伝達を意図していたことは確実である。

これらの史料の連関をどのように捉えるかが、時政の七ヶ国地頭職の実態を考察するための鍵となるのではないかと、たとえば③において後白河院側が述べている内容は、①で時政が言上した七ヶ国地頭職の、実際のありようを反映したものと考えてよいのであろうか。すなわち時政の七ヶ国地頭職が、院によつて（地頭に替わる）惣追捕使の補任の対象範囲として言及されている国や広博・狭少の莊園など各レベルの地域に、幅広く設置されていた諸地頭の総称となるのか。またはそのうちのいずれかを指すのか。あるいはそもそもそうした両史料の関連を想定できるのか。こ

した点についての検討は、これまで必ずしも十分になされては来なかつたように思える。それゆえ、①の七ヶ国地頭職（おそらくこれは、石母田正氏の国単位での地頭論を支える具体的な事例ともなるものであろう）と、莊郷での惣追捕使への交替（それ以前に設置されていた莊郷地頭が対象となる筈である）にも言及する③の文言との関連について、不得要領なままに問題が残されて来ているのではなからうか。これら一連の史料は著名なものである一方、当該期の歴史像を組み立てるためになお検討すべき課題も蔵しているといえよう。

以上の問題を考察するためには、時政による七ヶ国地頭職の辞止とは具体的にどのような行為であつたのかを確認する作業が求められる。それは院がこの問題にどの程度まで関わっているのか、ひいては③の院の言い分はどれくらい現実を反映しているのかを検証する営みにも繋がるであろう。ところで管見の限りでは、この辞止を時政による後白河院への辞退・返還と捉える見方（これは遡つては、七ヶ国地頭職を時政が誰から与えられたのか——頼朝か院か——という問題を引き起こすであろう）がこれまで一般的であり、例外はこれから述べる義江彰夫氏の所説⁴くらいだつたのではないか。しかし、この辞止の内実を考える場合には、義江説の少なくとも一部は改めて参照されなければならぬと思う。以下ではまず、筆者なりの義江説の整理と再検討を行なつてみたい。

三、義江説の整理と再検討

1、義江説の整理

義江彰夫氏は、①の申文について、職を朝廷に返還する上表文の体裁を持つておらず、その文言も「賦与された職

を返上するか、そのことを朝廷が聞き入れてほしいとかの内容のことは一言も述べていない。自己の有する職を自己の意志として停止したい旨を一方的に通告するという意味の文章にしかなっていない(注4前掲書六六四頁。以下同じ)ものであると指摘された。時政が院に対して行なったのは、地頭職の辞退や返還、そのための予備折衝などでなく、自己の行為(もしくはその意思)の通告であったというこの理解は、①の解釈を進める上での重要な立脚点になる(「自己の意志として停止」の部分は、後述するようにいささか問題があると思われる)。

ただ、こうした義江氏の解釈からすれば、従って時政が七ヶ国地頭職を辞止したのは院ではなく頼朝に対してであった、との理解を導き出すのが最も自然であると思われるが、義江氏は、時政が朝廷(院)から直接この七ヶ国地頭職を分賜されたとの「印象を持つに至つて」いたために、朝廷を無視できず、頼朝の了解なしにこうした通告を行なった(六六七頁)、との理解を示されている。この点は一考の余地があると思う。義江氏は慎重にも朝廷(院)から時政が直接に地頭職を与えられたとはされず、彼がそうした印象を持った(つまり誤解した)とされたが、それにしてもし時政が院からの直接分与を受けたと誤解するような事態が本当にあり得たのだろうか。かつて安田元久氏が「もっとも重要なことは、兼実が「北条丸以下郎従等」と表現している程度の頼朝の家人すなわち鎌倉御家人に、この歴史時点において、果して院がその有する沙汰権を直接に分賜するなどということがあり得たかという点である。……時政の社会的地位を過大評価しなければ、彼が院のもつ沙汰権を直接に賜つたものと解することは、全く不可能と言わねばならない」と述べられたのは⁽⁷⁾妥当な見解と思われるが、これは義江氏の説かれるところに対しては⁽⁸⁾なお、有効な批判たることを失わないであろう。頼朝と異なつて院や朝廷とは大きく隔てられた位置に置かれて⁽⁸⁾いる自らの立場を忘れるほど時政が舞い上がっていたと見なすのは、彼に少し酷であるように思える。そもそも文治勅許による国地頭職がやがて頼朝の許に集積されて行く(つまり幕府はその権限自体は失わない⁽⁹⁾)という義江氏の論旨(六八〇頁以

降)にとつても、「誤解」説など介在させず、この地頭職は勅許を受けた頼朝が時政らに分与していたもの(だから時政が辞止すれば頼朝に戻る)と考えた方がより整合性が増すのではなからうか。

このように見て来ると、義江氏の指摘に学びつつ、それを出発点としてもう一度、当該期の時政と頼朝と後白河院の関係を洗い直してみる必要があると思う。

2、義江説の再確認

もう一度、はじめから順番に考えて行こう。

義江氏が①を上表文の体裁を整えていないと見ることから出発して、そこに述べられているのは七ヶ国地頭職を辞止するという通告(院・朝廷への職の辞退・返還やそのための事前折衝などではない)であったと論じられたことは大筋において首肯され得るであろうが、念のために別の角度から確認しておこう。時政は申文において七ヶ国地頭の辞止と惣追捕使への守補を述べる際に、それぞれ「所令存候也」「所令存知也」との表現を使っている。これは「自分としてはこう思っている」ということであり、確かに自身の意思・判断(とそれによって生ずる行為)を他者に通告する表現と捉えるのが相応しいだろう。たとえば、同じ文治二年三月、時政が頼朝からの召集により鎌倉へ戻る際、藤原経房を介して院に提出した請文には

……時政下向事、自鎌倉殿度々被仰下候之間、廿五日一定之由、所令存候也。云天王寺御幸、云京中之守護、可差留武士等候事、左馬頭殿御在京候。不可有御不審候。且此兩条、可令申含給候歟。以此旨可令申上給候。……⁽¹⁰⁾

とある。まず時政は廿五日に鎌倉へ向かうことについて「廿五日一定之由、所令存候也」という。これは時政側の予定を一方的に表明し通告しているものとしか解釈できないであろう。許可を求めたり交渉したりという次元の話では

ない。①の表現もそれと同じなのである。なお、後段で「此兩条」とあるのは、自らの鎌倉下向が廿五日に決まったことと、後任として一条能保が在京するから安心してもらいたいという「兩条」であろう。

ところでこの請文からは、さらに興味深い事実が窺える。最後で「此兩条、可令申合給候敷。以此旨可令申上給候」と同じような表現が二重にあるのは、経房に院への言上を求め（「可令申合給候敷」）、さらに経房にそう取り計らうよう伝えてほしいと（おそらく経房の家司に）時政が伝えている（「以此旨可令申上給候」）ためと考えられる。いわば〈家司↓経房〉と〈経房↓院〉という二重の「申」す行為がここでは求められている。頼朝や時政ら幕府側との折衝を行なう貴族政権側の窓口は藤原経房であったが、時政の立場では直接に経房と連絡することはできず、こうした書状をまず経房の家司に提出し、取り次いでもらうという手順を、少なくとも形の上では踏んでいた。従って、時政が院にまで伝達すべき必要のある事項を経房の家司に告げる場合、このように二重に「申」してもらうことを求めなければならぬのである。勿論、形式的には経房止まりであろうと、実際は院にまで伝達される事柄が多いとは思わが、少なくともはじめから時政が院に言上することを目的としている場合には、文書の書止め部分がこの請文のようになる可能性が高いのではないか。

ここで「鏡」に見える当該期の時政の（経房を介したであろう）朝廷側への書状の末尾の部分を見ておくと、
A（時政の下知と称して七条細工鏡が押し取られたことを入道鍛冶が朝廷側に訴え、これを聞いた時政が謝罪したもの）

……極恐思候。以此旨、可令申上給候。誠恐謹言。

二月廿五日

平時政請文

B ①の時政申文

……於時政給七ヶ国地頭職者、……可令辞止之由、所令存候也。於惣追捕使者、……可令守補之由、所令存知也。
……以此由、可令言上給候。時政誠惶誠恐謹言。

三月一日

平時政申文

進上 大夫属殿

C (前掲の、三月廿五日の鎌倉下向と一条能保の在京を、院まで伝えてほしいと述べている請文)

……此兩条、可令申合給候歟。以此旨、可令申上給候。時政恐惶謹言。

三月廿三日

平時政請文

D (鎌倉へ下向の途中、頼朝の書状を持った使者に行き会ったので、副状を書いて頼朝の意向を簡単に解説したものの)

……以此由、可令申上給候。時政誠恐謹言。

四月一日

平判

進上 大夫属殿

以上の四例が載っている。⁽¹¹⁾

事例が少ないのはやや問題であるが、ともかくここから展望できることを考えてみよう。まず気が付くのは、Cの一例を除くと、これらが形の上では経房への言上を家司(「大夫属」がそれに当たるであろう)に依頼するに止めている、つまり時政としては経房まで話が届けばいいという体裁の文面になっていることである。⁽¹²⁾ Aは特に院まで伝えねばならない事柄ではないだろうし、Dはあくまで副状であるから経房が読めばいいものであろう。一方、Cは時政の関東下向について「在京頼叶叡慮之間、雖令拘留御、含三品御旨、已欲帰国、仍洛中事可示付何人哉之由、有勅

問。付帥中納言、被 奏御返事云々」という経過で出されたものであり、はじめから経房を通して院の「勅問」に答えるためのものであった。従つて、院に対して「申含」めるよう経房に求めるのも自然なことであつた。このような結びの文言のあり方は、一応の意味を有していたことが分かる。ここからBの七ヶ国地頭職辞止について見れば、時政が(院に辞意を示したりするどころか)その意思を積極的に院にまで伝達しようとする姿勢さえ(おそらく意図的に)持ち合わせていなかったということが窺えよう。勿論、経房まで話が伝われば、それは実態としては院にも情報が届くことに繋がると思う。だからこれはあくまで形式の話である。ただ、時政が①において後白河院に職の辞退・返還を申し出たと解釈するのであれば、なぜCの形式ではなくこのような形がとられたのかという説明がつかないのではないか。もしここで時政が院に対して七ヶ国地頭職からの辞意と惣追捕使への守補の意思を示して許可を求めたのであれば、その文面の末尾はたとえば「此条可令申給候歟。以此由可令言上給候」など、院に対して必要な働きかけを行なうよう経房に求める文言を入れた形で結ばれるべきであつたと思う。しかし実際には、時政は経房だけに届けばいいという形式で、「所令存候也」と、相手の意向に関わりない自己の意思を素つ気なく表明したに過ぎなかつた。¹³⁾

このような①の表現から見ても、義江氏の指摘された通り、時政は経房を窓口とする朝廷側(実態としては院を含む)に、七ヶ国地頭職の辞止を通告しただけであつたと考えられる。

3、義江説の再検討

ただ、義江氏が、時政は頼朝の了解なく自らの判断だけで(院から直接分賜されたと理解もしくは誤解している)この職を停止したとされる点は、なぜそのように回りくどい論を立てる必要があるのか、筆者には理解しづらかつた。

既に大山喬平氏が、大局的な指示は頼朝から与えられていたと判断した方がよいとの疑念を表されているが、筆者もまた、こうした義江氏の想定には従い難い。たとえば時政が「少なくとも当初の間は、莊郷地頭に対する独自の成敗権をもち、その点にかんして朝廷・莊公領主と直接交渉に及ぶことさえあつたことを想起するなら、彼が自らの判断のみで国地頭職の停止を決断することにさして飛躍を感じなかつたであろう」(六六七頁)などと言われても、個別に領主側と折衝することと、その立場の因つて来る所以である七ヶ国地頭職の辞止とは話の次元が異なり過ぎて、なぜこうした論理構成が可能なのか分からないのである。

逆に次のような事実留意する必要がある。時政が京都守護の任を解かれて鎌倉へ下つた際、「京畿沙汰間事」につき頼朝の問いに答えて報告を行なっているが、そこで述べられたのは

……就中、注謀反輩知行所々、可檢知其地之由雖言上、不被聽之。次前摂政殿被仰家領等難被付渡当執柄方由事、加潤色詞被計申。次播磨国守護人妨国領由事、在庁注文・景時代官状、雖被下之、未申切是非。次今南・石負岡庄并弓削袖兵粮事、度々被下院宣之間、早可停止之由、捧請文下向畢。凡条々、去月廿四日蒙伝 奏之由。毎事不違二品御命云々。¹⁵⁾

ということであつた。最後に「凡条々、去月廿四日蒙伝 奏之由」とあるのは、摂関家領と播磨国守護人に関することである。¹⁶⁾ これを見ると、頼朝と時政の間で七ヶ国地頭職の辞止については(少なくとも主要な問題として)言及されていないことになる。もし時政がこの地頭職を、義江氏の言われるように院から直接に分賜されたと「誤解」している、頼朝の了解なくして院に辞止したのであれば、それは時政と貴族政権側との折衝に属することであり、「京畿沙汰間事」として頼朝との遣り取りに取り上げられて然るべきものではなからうか。七ヶ国地頭職とは頼朝にとつて、勝手に辞止されようがされまいがこだわる価値もない、時政にとってはどう扱おうが事後説明の必要さえも感

じない、そんな程度のものなのだろうか。

また時政は①の中でも「兼又没官之所々、蒙 院宣并二位家仰候之間、可令見知之由、同所令存也」と述べ、没官領検知についてさえ頼朝の指示を得て抛り所にしようとしている。七ヶ国地頭職の辞止とは、没官領の検知ほどにも頼朝との連絡調整が必要にならないものだったのであろうか。¹⁷⁾

こうした情況証拠は挙げれば際限が無いと思われるので、結論だけを述べれば、七ヶ国地頭職を時政が自分の判断のみで停止したと考えることはできない。少なくとも、頼朝は時政からそのことを（あとからいちいち確認しなくてもよいくらい明確に）申し出られていたと見なし得るのである。¹⁸⁾

また、①の綱文つまり「鏡」の地の文である「……諸国被補惣追捕使并地頭内七ヶ国分、北条殿被拜領畢。而深存公平、去比上表地頭職。其上重被付書状於帥中納言、黄門又付定長朝臣、被奏聞之」のうち「去比上表地頭職」の部分に着目すれば、時政からのそうした申し出の経過も推測できる。おそらく時政はまず鎌倉の頼朝との間で現職の辞止と新たな守補を認めてもらうための折衝を行ない（これが「上表」にあたる）、そのあと暫く経った（だから「去比」となる）三月一日に、経房に対し「其上重」ねて（これは、さらに付け加えて、念のために、といった意味になる）か。つまり朝廷側への通告は手続き上必須という訳ではないことが、この表現の中に示されている）①の申文を提出、自らの意思を通告したという展開を想定できよう。「上表」との表現も、頼朝に対してなされたとの意味であれば、大袈裟ではあつてもまだ理解可能であらう。¹⁹⁾

さて、この綱文はさらに重要な意味を持つ。それは「……諸国被補惣追捕使并地頭内七ヶ国分、北条殿被拜領畢」の部分から見て、七ヶ国地頭職自体が頼朝から時政に分与されたものである（従つてその辞止とは当然ながら頼朝に対してなされるべきことであつた）と、ごく自然に捉えることができる点である。いうまでもなく「鏡」においてこ

の時期、主語が省略されて「被……」と敬語表現が用いられる場合、その主体は頼朝であると考えてほぼ間違いはなく、諸国に「惣追捕使并地頭」を「被補」れたのも頼朝であろう。そうであれば、時政の辞止行為に頼朝の了解があったとかなかったとか論ずること自体がナンセンスであつて、それは頼朝と時政の連携プレーとしてしか実現され得ないこと（どちらが主導権を執っているかは別として）なのであつた。

この、七ヶ国地頭職が頼朝から時政に分与されたものであつたかどうかという論点への義江氏の見解はやや明確さを欠く。前記のように、時政の「印象」というフィルターがかけられ、やや曖昧に議論が処理されているのである。²⁰しかしこの網文ではその点に疑問の余地はないし、頼朝が補任した諸国の「惣追捕使并地頭」の内の七ヶ国分を時政が「拝領」していると解釈するしかないであろう。そして、この網文が史料として活用できることを明確化するため²¹の鍵は、実は義江氏の所説の中に存したと思う。

この網文は、もし①の申文の内容を時政から院への職の辞止と捉えれば（反対にその職を与えたのも院であろうとの論理につながるのであるから）、それと矛盾する信頼できないものになりかねない。しかし、①は時政から院への辞退を述べているのではないということが既に明らかなのであるから、この網文を史料として活用することに問題はない訳である。

義江氏の所説が研究史において果たされた最大の功績は、あるいは氏の意図とは乖っているかもしれないが、①（ひいては②、③も）を時政から院への職の返還、辞任もしくはその許可を求める折衝などの史料とする見方から解放し、この問題に院が直接関与していたと見なす必要はないことを明らかにされた点にこそ存した、と筆者は思う。²¹いわば、七ヶ国地頭辞止（と惣追捕使守補）を時政と頼朝の間での問題、つまりは幕府内部での人事異動と解しても①の記すところと矛盾しない（むしろそれが①の正確な読み方となるであろう）ことが判然となつたのである。

4、小括

もう一度整理すれば、時政は七ヶ国地頭職を、頼朝に対して辞退しようとし、了承を求める一方、その意思を朝廷側に通告したのである。このことは、前年末のいわゆる文治勅許で畿内以西の地域への一定の支配権（国々を賜り、田地を知行し、兵糧米を宛て催し、国衙在庁への進退権を有するもの、となろうか²²）を要するに、それはある一定領域に関わる軍事・行政の諸権限を総体として有するという²³ことであり、換言すれば、その領域の土地・人・物資などへの包括的な支配を実現することに他ならないであろう²³）を院から賜ったのが、時政ではなく頼朝自身であったことを示している。頼朝はそれを、自らの意思と判断で配下の時政らに分与したのである²⁴。だからこそ時政は、頼朝に対してその職を辞退・返還しようとしたのであり、あわせて頼朝の有する文治勅許の権限のうち軍事的な一部だけを、惣追捕使という形で改めて分与され手元に留めようとする²⁵こともできた。院が、時政という頼朝の郎従の人事に直接携わったと無理に想定する必要もないのである。時政の地位の変更はあくまで頼朝との間（つまり幕府内部）だけで行なわれるべき人事異動なのであり、院へはその（方針もしくは意思の）通告がなされたのみであった²⁵。

以上が義江氏の所説に導かれつつ筆者なりにまとめた、①の申文をめぐる時政と頼朝と後白河院の位置関係の見取り図である。

四、院の反応について

以上のような①の検討を踏まえて、次に③に顕著にあらわれる院の反応を考える。これは①の時政からの通告をう

けての院側の意思表示であったが、では「世間不落居之間、毎國置惣追捕使、若又広博庄園許計補者可宜歟。最狭少所々皆悉被補者、喧嘩不絶、訴訟不尽歟」という、国から広博・狭少の莊園にまで至る範圍への惣追捕使補任について言及した一節は、時政の七ヶ国地頭職の実態を考えるための材料となるのであろうか。あらかじめ結論を述べておけば、否である。以下にその理由を述べる。

義江氏に従つて①を院への通告と捉え、かつ前述のように七ヶ国地頭から惣追捕使への時政の地位の異動は頼朝との間で行なわれることであつたと見るならば、それは院の反応を俟つまでもなく実現される筈のことであつた。院へはその意思・方針が通知されているだけなのであるから。従つて①で表明された、七ヶ国という時政の支配領域に關わる幕府の支配体制の切替えは、ここから程遠からぬ時点で実現され、以降につづいて行くものと見る事ができるであらう。⁽²⁶⁾

もし①の辞止を、惣追捕使への切り替えとセットにして、院に許可を求めるものであつたと捉えるならば、あるいは院の拒否姿勢によつてそれが実現しなかつたと想定する可能性も残つたであらう。しかし、既に①の内容がそのようなものでないことは明らかなのであるから、その辞止が実現されず、つまりは時政の七ヶ国地頭職が惣追捕使職に切り替えられずにあとまで残つていた、と見ることもできないのである。それゆゑ、義江氏の所説に従つて①を理解することは、単に字句上の問題にとどまらず、当該期の政治・社会の状況を検討する上からも、重要な意味を有するといえるのである。

では、①の辞止の結果としてあらわれた筈の、これ以降の幕府の「地頭」が關係する（支配体制とはどのようなものであつたのか。いうまでもなく、その推測の根拠となるのは、同じ文治二年の六月、頼朝が院に行なつた奏請であつた。

糺断非道、又可停止武士濫行国々事、

(中略)

右、件卅七ヶ国々、被下 院宣、糺定武士濫行・方々の僻事、可被直非道於正理也。但鎮西九ヶ国者、帥中納言殿御沙汰也。然者為件御進止、被鎮濫行、可被直僻事也。又於伊勢国者、住人挾梟惡之心、已發謀反了。而件余党、尚以逆心不直候也。仍為警衛其輩、令補其替之地頭候也。抑又国々守護武士、神社仏寺以下諸人領、不帶頼朝下文、無由緒、任自由押領之由、尤所驚思給候也。於今者、被下 院宣於彼国々、被停止武士濫行・方々僻事、可被澄清天下候也。凡不限伊勢国、謀叛人居住国々、凶徒之所帶跡ニハ、所令補地頭候也。然者庄園者本家領家諸役、国衙者国役雜事、任先例可令勤仕之由、所令下知候。各悉此状、公事為先、令執行其職候、シハ、何事如之候乎。若其中ニ、不用本家之事、不勤国衙役、偏以令致不当候ハン輩ヲハ、随被仰下候、可令加其誠候也。就中武士等之中ニハ、頼朝モ不給候ハハ不知及候之所ヲ、或号人之寄附、或以無由緒之事、令押領所々、其数多候之由承候。尤被下 院宣、先可被直如此之僻事候也。又縱為謀反人之所帶、令補地頭之条、雖有由緒、可停止之由、於被仰下候所々者、随仰可令停止候也。 院宣争違背候哉。以此趣、可令申帥中納言殿也。

文治二年六月廿一日

御判(2)

周知のように尾張・美濃・飛驒・越中より西の国々のうち九州を除く三十七ヶ国について、院宣による武士の濫行停止を求めた文面である。(28)中略とした部分に三十七の具体的な国名が挙げられている。一読して明らかのように、前半と後半はほぼ同じ内容を繰り返しており、ただ後半の方で多少詳しく頼朝の弁明がなされる構成になっている。元暦元年の平信兼らの蜂起を鎮圧したあと、幕府の軍事制圧下で荘郷地頭の設置が進められた伊勢国を身近な典型例として挙げ、そうした謀反人跡にこそ地頭を補していること、それゆえその存在が正当であることを強調する一方、し

かし彼らが莊園領主や国衙の所役を果たすのは当然であると言明し、それに従わない者、また頼朝に認められた没官領や謀反人跡以外の土地で勝手な押領行為をする者は（さらにどれほど幕府側に設置の正当性がある地頭であっても場合によっては）、院宣による処断を是認するというのが、ここで頼朝の述べている政策基調であった。内容は一貫した論理で組み立てられており、特に混乱する部分はないと思う。⁽²⁹⁾

この史料のうち、本稿での論点に関わって注目したい部分は、たとえば「凶徒之所帶跡^二ハ、所令補地頭候也」あるいは「為謀反人之所帶、令補地頭之条、雖有由緒」などである。これが当時の、幕府による支配体制の一面であった。ここで言及されている地頭は、「凶徒之所帶跡」「謀反人之所帶」に補せられたものであるから、莊郷地頭と見なして間違いはない。「莊園者本家領家諸役、国衙者国役雜事、任先例可令勤仕」とあるところからも、彼らが莊園公領を対象として補任されていたことが推測できる。すなわちこの文治二年六月の段階でも、幕府は西日本の各地に莊郷地頭を設置しつづけていたのである。それは時政の管轄していた畿内近国（確実にこの奏請の対象となつた三十七ヶ国に含まれている）でも同様であつたろう。従つて、このような莊郷レベルでは、①の申文中で時政が述べているような地頭から惣追捕使への切替えはなされていなかったと確認できる。

もし①の内容が莊郷レベルを対象とするものであつたならば、それは頼朝と時政の間で実行されていた筈であるから、この六月段階で他ならぬ頼朝の奏請が、少なくとも時政の管轄した七ヶ国で莊郷地頭をまだ存在しているように扱っているのはおかしい。国名を挙げる段階でその七ヶ国分は削除するか、あるいは武士が濫妨するのは惣追捕使も同じこととして国名は入れるものの、事実書の中で七ヶ国では惣追捕使に切り替えていることに触れるか、もしくは「地頭」ではなく「地頭并惣追捕使」などと表記するかしたのである。⁽³¹⁾しかし、そうはならなかった。

この点は、同じ文治二年の十月から十一月にかけて相次いで発せられた「現在謀反人跡之外者、可令停止地頭綺」

きための太政官符・院宣とそれに対する頼朝の請文を見ると一層明らかになる。それらの史料においても「宛行加徴課役、張行檢断、妨惣領之地本、責煩在庁官人・郡司・公文以下公官等」すとして問題になっていたのは、「諸国庄公、被補平氏追伐跡」れ、「現在謀叛人跡之外」にまで活動を展開している地頭たちであり、それが荘郷地頭であることは贅言を要さないであろう。頼朝は彼らに対して「地頭」以外の呼称は使っていない。文治二年を通して、荘郷地頭は幕府の下で広く設置されつづけ、貴族政権との間でなされる政治折衝の焦点のひとつであることに変化はなかったのである。ここでいわれる「諸国」を、かつて時政の管轄していた七ヶ国を除外したものと考える理由は存しない。

以上の結果として、文治二年の六月段階でも、あるいは十・十一月段階でも、三月に時政が七ヶ国地頭職を辞止したことに関わりなく、幕府の荘郷地頭は（惣追捕使と名前を替えることもなく）存続しつづけていたことが分かる。従って、①で時政が言及し、頼朝との間で惣追捕使への切替えがなされていたのは、七ヶ国という、おそらくは領域レベルで存在していた地頭なのであり、荘郷地頭ではなかった。

このように見てくると、③で院側が述べている内容は、「毎国置惣追捕使」の部分はまだしも、それ以外（若又広博庄園許計補者可宜歟。最狭少所々皆悉被補者、喧嘩不絶、訴訟不尺歟）は①の時政申文が言おうとしたことと関わりなく持ち出されていることが分かる。⁽³³⁾時政がまったく話柄に含めていなかった荘郷レベルの地頭についてまで惣追捕使に切り替えられるとの前提で話を勝手に進め、そのうちの狭少の荘園におけるものはこの機会に停廃せよと仄めかす。これが③における論理（？）構成であった。そうであれば、①が言及する七ヶ国地頭職の具体的な内実を考える材料としては、③を用いることはできない。以上がとりあえずの結論である。

こうした③の言い分が、単純な院側の勘違いであったのか、あるいは「狭少」の荘園での地頭停廃を進めるための

意図的な戦術であったのか、判然とはしない。いずれにせよ、はっきりしているのは、③の内容が時政の七ヶ国地頭職の実態をそのまま反映するものではないこと、従つて史料としての扱い方もそれに応じた手法が求められるということなのである。

五、おわりに

①から③の史料は、時政の七ヶ国地頭職（の辞止）を検討するための材料として、これまでも重視されてきた。しかし、そこに述べられている内容を、個々の史料としての性格や、相互の関連性から検証する作業は、これまで必ずしも進められて来なかつたのではないか。それゆえ、それらを並列に置いて、その総合によつて七ヶ国地頭職の具体相を考えることに、積極的な疑念が示されることは殆どなかつたと思う。本稿は義江氏の所説を出発点として、そうした研究の前提が果たして七ヶ国地頭職ひいては文治の「守護・地頭」勅許を検討するために有効であるのかを吟味する試みであつた。とりあえずの中間報告であるが、①と③が同一の範疇では扱えない史料ということは確認しておきたい。①が国もしくは領域レベルでの地頭から惣追捕使への切替え（ただし頼朝ひいては幕府が、文治元年末に勅許され「国地頭」という形で現出されていた権限を放棄したのではない。頼朝からそれを「拝領」していた時政が、頼朝に対して辞退・返還しているものであり、いわば国もしくは領域に対する地頭職が頼朝の手元に集積されたということになるか）³⁴という、時政や頼朝が当時とらうとしていた実際の行動について語っているのに対し、③はそうした現実の政治経過とは関係なく、院側が一方的に述べているだけの、空想もしくは願望であつた。

だからといって③が史料としての活用に堪えないという訳ではないことも勿論である。これが①とは乖った内容であるほど、却ってそうした発言の背景にある、莊郷地頭設置への院側の不満が行間に透けて見える。それが前掲のような、六月段階における東国・九州以外の国々での院宣による地頭らの濫行停止、十・十一月段階での「現在謀反人跡之外」における地頭の非法停止という、一連の朝幕交渉を生み出してくる推進力となったことは認められると思う。要は③を、そうした院と幕府の關係史に正しく位置づけることが求められるということであろう。そして①はそれと切り離し、文治「守護・地頭」勅許以来の幕府による畿内近国の領域支配のありようと、その挫折を窺うための史料とすることができるのである。

現在までの研究史において、全体的な連関はもちろん、個々の部分の解釈についても必ずしも共通の理解が得られている訳ではないと思われる①から③の史料について、こうした足元の部分を踏み固める作業も、また時には必要であろう。この拙い中間報告でそれができたとは思わない。ただ、そうした検討を重ねるための叩き台ともなればと思う。

【注】

(1) 石母田氏「鎌倉幕府一國地頭職の成立」(石母田正・佐藤

進一氏編「中世の法と国家」所載、一九六〇年、東京大

学出版会。のち「石母田正著作集 第九卷 中世国家成

立史の研究」に収載。岩波書店。

(2) 三田武繁氏「文治の守護・地頭問題の基礎的考察」(二史

学雑誌)一〇〇一、一九九一年、保立道久氏「日本国

惣地頭・源頼朝と鎌倉初期新制」(国立歴史民俗博物館

研究報告)三九、一九九二年など。

(3) ①は「鏡」文治二年三月二日条、②は同日条、③は同
七日条。

(4) 義江氏「鎌倉幕府地頭職成立史の研究」(一九七八年、東

京大学出版会) 四四八・九頁ならびに六六二頁以降。以下、義江氏の所説はすべてこの本からの引用である。

(5) 大山喬平氏がこの語句の解釈については賛意を表されている。大山氏「平家没官領と国地頭をめぐる若干の問題」(『日本史研究』一八九、一九七八年)。

(6) 拙稿「北条時政の七ヶ国地頭職と惣追捕使」(『日本文化論叢』七、一九九九年)の中で筆者は、「なお、言うまでもないことかもしれないが、ここで時政は院に対して七ヶ国地頭の「辞止」や惣追捕使への「守補」を要請している訳ではない。あくまで、そうするつもりの方の自分の意思を通告しているに過ぎない。彼が「辞止」や「守補」を求める相手は頼朝であろう。これは、この史料の文言や当時の時政の立場……から素直に解せば、ごく自然に導かれる読み方に過ぎない」と述べた。この考え自体が間違っているとは思わないが、論じ方はやや性急に過ぎたかもしれない。こうした解釈は必ずしも一般的になっているとは思えないし、また義江氏の貴重な指摘も、そのあと七ヶ国地頭をめぐる議論が長く中断したこともあってか、きちんとした批判的継承のための作業は行なわれて来なかったのではないか。そうであれば、義江氏の

所論の意義を研究史に正當に位置づけるとともに、その検証を進めることはやはり必要であろう。その意味では、拙稿でのまとめ方は議論を進める際の手続きをいくつか飛ばしたものであったと言わざるを得ない。本稿で、冗長ではあっても、あえて義江説の再確認と再検討を行なう所以である。

(7) 安田氏「『文治地頭』に関する省察」(宝月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 古代・中世編』所載、一九六七年、吉川弘文館。のち安田氏『日本初期封建制の基礎研究』に収載、山川出版社)。

(8) 実際、当時の史料を見る限り、院が時政に補任なり権限の分与なりを行なうというには、両者の立場はあまりに隔絶していた。たとえば、①の申文の伝達ルートを見ると、時政からの上申が、貴族政権側の窓口である藤原経房の家司(「大夫胤」がそれに当たるであろう)にまず提出され、そして経房へと至る恰好になっている(本文でも後述するが、ここで時政が言上しようとしている相手は、形式的にはこの経房までである)。そこから(時政の要請があった訳ではないが、経房の判断という形で)院の伝奏である藤原定長に示され、彼を介して漸く院に奏

されることとなるのである。当時、頼朝の書状が鎌倉からもたらされる場合には、直接に経房に宛てられ、院奏を求めたり、朝廷での措置を求めるなどの形式になっているものが多く、院・朝廷との折衝ルートの中で、時政が明確に頼朝の一段下に位置づけられていたことが分かる。もちろん時政が頼朝の代官として京にある以上、院や朝廷側も、彼を交渉や要求の具体的な相手として意識しなければならぬのは確かである(それは②や③を見ても明らかなことであった)が、双方の意思を疎通させるルートそれ自体の中に厳然とした身分秩序が存在していたのである。時政が京にあって院や朝廷との折衝を重ねるといえるのは、そうした自らの立場の低さを不断に確認しつつけることでもあった。

(9) この見方は文治三年九月十三日付の時政奉書(「鏡」同日条)の存在から考えても説得力があると思う。

(10) 「鏡」三月廿三日条。

(11) いずれも文治二年のもので、日付と同日条。

(12) たとえば後掲の文治二年六月廿一日付頼朝奏請の結びの文言、「以此趣、可令奏達給之由、可令申帥中納言殿也」も参考になるだろう。これは頼朝が「以帥中納言、可奏

聞之旨、被付御書於廷尉公朝帰洛便宜」(「鏡」同日条)という形で京都に届けた書状であり、内容は東国・九州を除く三十七ヶ国で武士の濫行停止のために院宣を下してほしいとの奏請である。注意したいのは、院宣を下すなど院の行動を必要とする際には、この結びのように頼朝も経房に対し改めて院への奏上を求める文言を入れていくことである。一方ではこうした院奏要求の文言を入れずに、経房に対して直接朝廷の対応を求める形式の頼朝書状もあって、それは彼が院と朝廷にどのような姿勢で臨もうとしていたかの模索を垣間見せてくれるものである。それでも、何らかの院との接触の必要を認めた場合には頼朝であってもかかる文言を書状に載せていたことは、確認しておいていい。ましてや時政のような下位の者が院の指示や許可を求めようとする場合には尚更である。従って、①すなわちBの末尾がそうなっていないのは、時政が院からの反応を(少なくとも)形の上では必要としないで経房にこの内容を言上していたため、と捉える可能性は一層高まるのである。

(13) 同じ①の申文中で言及されている「没官之所々」への検知も「所令存在也」となっていて、時政の意思・判断を通

告しているもの、と見なすことができる。なお、この一文は普通に解釈すれば、既に「院宣并二位家仰」を蒙っているから、時政としてはそれを実行するつもりである、というものであり、その場合、「院宣并二位家仰」が具体的にどのようなものであるか不詳である。しかし、このあと院側は②で「没官所々検知事、自二位卿許、上へは申旨も不候、次第何様候哉」、③で「没官所々事、二位卿無申旨、仍不能被仰左右」と反応しており、時政が「院宣并二位家仰」などを受けた形跡はまだ無いようにも見える。そこから遡って考えれば、少し苦しいけれど「蒙院宣并二位家仰候之間」の部分はいくつかからそうなれば（検知を実施するつもりである）、との仮定的な意味を含めたものといえるかもしれない。ところで、この部分を院宣を求めている表現と捉えるならば、時政がのちに鎌倉へ戻った際、頼朝に向かって「注謀反輩知行所々、可檢知其地之由、雖言上、不被聽之」（「鏡」四月十三日条）と、この問題についての院との折衝の経緯を報告していることとあわせて、あたかもここでの「所令存也」との言も時政が院の許可（「被聽之」）を求めたものであるかのように見える。しかし、これはあくまで「蒙院宣并

二位家仰」との前提を述べた上で、その前提が満たされただけなら検知を実施します、との時政の意見を表明したものである。そして、「不被聽之」とはその前提が否定されたということに他ならない。つまり時政は「Aならば、Bをするつもりです」との意思を全体として通告しているのであって、「所令存也」はその通告の部分にかかる。そして時政が院の許可を得ようとして「不被聽之」となったのはAの部分についてだけのことであった。従って「所令存也」自体は院の許可を求める表現と見なす必要もないのである。その点、七ヶ国地頭職の辞止や惣追捕使の守補の件はそうした前提さえも持たない通告だったのである。

(14) 大山氏前掲「平家没官領と国地頭をめぐる若干の問題」。

(15) 「鏡」文治二年四月十三日条。

(16) 同三月二十四日条。「前摂政殿家領、可被付当撰録御方歎之由、二品内々有御存案。前摂政家聞此事、以状被愁奏。仍今日、帥中納言被仰聞其子細於北条殿、早可申達関東之由、被申御返事云々。又、播磨国守護人等事、在序注文二通、并景時代官注文等、為同人奉行被下之、可施行之由云々」。

(17) 義江氏は、時政が没官領検知では「二位家仰」を蒙ることを述べているのに、七ヶ国地頭職の辞止の理由には自己の判断しか挙げていないとして、これを頼朝の指示や了解がなかったことの論拠にされる(七五一頁)が、これはむしろ、時政がこの職を辞止するとなれば相手は頼朝しかおらず、そんな分りきったことはいちいち書かなかつただけと見た方がいい。同じ①の冒頭「院進御物の脚力、可罷下候之由、所申候也」の一文の如きその好例であつて、時政がこの脚力を「罷下」す際目的語は鎌倉の頼朝しかいないことが差出人も受取り手もよく分かつているから、それは省略しても話が済むのである。

(18) ただ、①における「於時政給七ヶ国地頭職者、……可令辞止之由、所令存候也。於惣追捕使者、……可令守補之由、所令存知也」との表現を見ると、この申文の時点での時政は、辞意を固めてはいても、それについての頼朝の許可はまだ手にしていないようにも読める。これはあくまで印象であるが、もしそうであれば、この問題では頼朝からの指示があらかじめなされたというより、時政の判断が先にあつて、それが頼朝から認められるという展開を想定した方がよいのであろうか。時政の判断を重

視する点では、義江氏の説かれるところの一部は生かせるかもしれない。

(19) なおこの「去比上表」とあわせて、前注のような、この申文の段階ではまだ時政が頼朝の許可を求めている途中ではなかつたかとの(一見矛盾するような)視点をもし生かすのであれば、①が提出されたのはちょうど鎌倉の頼朝の許へ辞止(と守補)の許可を求めるための時政の使者が発せられて、その返事がまだ京都へ戻つてこない間、ということになるかもしれない。

(20) 義江氏は「勅許の正式宣旨自体は確かに勅使の手で幕府に届けられたとしても、それと併行して時政ら御家人に諸国地頭職を分賜する手続が取られたであろうことは……予想される」「在京の時政以下主要御家人が、頼朝に右の権限を与えた朝廷の重みを眼のあたりに感じ、かつ実際に朝廷から直接自己に分賜されたのだという印象を持つに至つたとしても不思議ではあるまい。勿論、だからといって、彼らが分賜された国地頭を成敗する者が頼朝であることを忘れたとは思えない……が、勅許した朝廷をその後は無視してもかまわないという考えを持てなかつたことも確かであろう」(六六六―六七頁)と述べられ

る。これらの文章は何も言っていないのに等しい。

- (21) なお前掲拙稿「北条時政の七ヶ国地頭職と惣追捕使」では、①があらわれてくる過程を時政と院の「交渉」と表現したが、これは両者の接触があったとの意味で用いたつもり言葉である。しかし、今と比べてみると、誤解を招きやすく、また不正確さも残る表現であったと反省している。

- (22) こうした文治「守護・地頭」勅許において認められた権限については、「玉葉」文治元年十一月廿八日条などの史料と、石井進氏「日本中世国家史の研究」(一九七〇年、岩波書店)一七九頁以降を参照。

- (23) この点は拙稿「源義経の九国地頭職について」(『日本文化論叢』四、一九九六年)参照。

- (24) なお、時政が分与された七ヶ国とは、畿内近国に一定の領域として集中している地域であったと思われる。石母田氏前掲「鎌倉幕府一國地頭職の成立」において既に「彼の七箇国惣追捕使および七箇国地頭職がどの地方であったか、……畿内とその隣接諸国が浮び上るが、これは時政のこのときの地位にふさわしい地域である」とその可能性は指摘されていた。これをさらに具体的にいえば、

五畿内と紀伊・丹波と推定するのが無難ではないかと、現在のところ筆者は考えている(前掲拙稿「北条時政の七ヶ国地頭職と惣追捕使」)。安田元久氏は前掲「文治地頭」に関する省察」において畿内・紀伊・近江がこの七ヶ国にあたりと推定されており、大筋においては従うべき議論と思われるが、このうち近江については論拠が明示されていない。むしろ、保立道久氏が前掲「日本国惣地頭・源頼朝と鎌倉初期新制」で丹波が七ヶ国に含まれる可能性を指摘されたことに説得力がある。

- (25) このように考えれば、この問題をめぐる史料が③までで中途半端に途切れてしまっていることも説明できる。こうした院側からの一方的で見当はづれな反応に対し、時政は「交渉」にあたっては①で尽くしている訳ではないのであるから、通告すべきことは①で尽くしていると黙殺していればよかったのである。おそらく口頭での説明などは行なったかもしれないが、わざわざ再度の申文で院側の「誤解」を正すなど、殊更に波風を立てるような対応をとる必要はなかったということであろう。

- (26) 時政の地頭職辞退のものについては、②、③のように院も賛同の意を示している。また頼朝が自らへの職の返

還に反対したことを示すような記事は「鏡」に見えず、
 あえてそうした頼朝と時政の対立・乖離という事態をこ
 の時点で想定する必要はないのではないか。結局、現在
 われわれが手にすることのできる史料からは、時政の辞
 止の実現を妨げたような要素は見当たらないのである。
 それに、仮に頼朝の反対など、残された史料からでは窺
 い知れない事情によつて時政の辞止が白紙に戻っていた
 とすれば、時政からは少なくともそれを再度経房に伝え
 るなどの措置がなされていた筈であろう。既に院や貴族
 政権側は時政の辞止を前提とした対応をとり始めていた
 ことは②や③から明らかなのであるから。このように積
 みあげてみれば、いわゆる沈黙の証拠しか挙げることは
 できないにせよ、状況の大筋として時政から頼朝への七
 ケ国地頭職の辞止は実現されていたと見なしても差支え
 ないと思う。

(27) 「鏡」文治二年六月廿一日条収載。

(28) 注12でも触れたが、これは頼朝が「以帥中納言、可奏聞
 之旨、被付御書於廷尉公朝掃洛便宜」(「鏡」同日条)と
 という形で京都に届けた書状であった。少し本論からずれ
 るが、ここで頼朝は誰に対して「可令申帥中納言殿」き

ことを求めていたのかを考えてみよう。つまり、この書
 状は一体誰に宛てられたものなのか。大江公朝は後白河
 院の近臣(「玉葉」文治二年七月三日条)であり、しばし
 ば鎌倉を訪れて頼朝との接触も深い者であったから、あ
 るいは彼にこの書状を宛てて(「付御書」の解釈がやや苦
 しいけれど)、その上で京に持ち帰り、院側の検討の場に
 提出するよう求めた可能性もない訳ではないだろう(こ
 の場合は別に経房を窓口とする必要はないのだが、いわ
 ばその顔を立てているというところか)。しかし、それよ
 りも可能性がありそうなのは、京都守護の一条能保に宛
 てているとの想定である。能保から経房というルートは、
 当時の朝幕折衝の最も基本的な接点であろう。ただ、書
 状をわざわざ院近臣の公朝に託しながら一旦は能保に届
 けさせるといったのが遠回りのような気もするが、手順を
 踏むという意味ではやむを得ないことか。「玉葉」文治二
 年七月三日条では「或人告云…、今日於院有種々評定
 云々。去比檢非違使公朝…為御使下向関東、此兩三日帰
 參。奏頼朝卿申状云、万事可為君御最之由云々」とあつ
 て、公朝が直接に頼朝の奏請を院の評定の場に提出した
 ようにも読めるが、これは兼実が伝聞で結果だけを記し

ている記事であり、実際にはたとえば公朝→能保→経房→院伝奏→院というもう少し複雑なルートを経て院評定の場に「頼朝卿申状」が持ち込まれていたと見ていいのではないか。

- (29) 筆者は本文のように考えるので、石母田正氏がこの頼朝書状を入り組んだ形で二つの文章の系列に分けて理解しようとした(同氏「文治二年の守護地頭停止について」『法学志林』五六一、一九五八年。のち「石母田正著作集 第九卷 中世国家成立史の研究」に収載) ことには賛成できない。それは一見すると客観的な分析のようであっても、実際は却って文面を恣意的に解釈してしまふ危険を孕んでいないだろうか。この点は大山喬平氏「文治国地頭制の停廃をめぐる」(横田健一先生還暦記念会編「日本史論叢」所収、一九七六年)の所論も同様である。
- (30) 本文で述べているように、筆者はこの頼朝の奏請は基本的に荘郷地頭に関するものであると考えている。ただ、この文面の中にはあたかもその内容を国地頭に関わるものと思わせるかのような字句も存する。ここではそれらについて最低限必要な範囲で筆者の考えるところを述べ

ておく。まず「国々守護武士」について。これは直前の文が述べている伊勢国の事例と繋げて解釈すべき語句であろう。平氏余党による謀反が起こった伊勢を典型例として「為警衛其輩」の荘郷地頭設置を正当化しつつ、しかしそうした荘郷地頭という形で「国々守護」に当たっている筈の武士たちが各地での押領を行なってしまっているのは驚いたことだ、との文脈で、この頼朝の言い分は理解することが可能なのである。前注で触れたように、こうした文脈を無理に切断する必要を認めない筆者にとつて、これを「国単位での守護を行なっている武士」と理解しなければならぬ必然性は見出せない。次に、「凡不限伊勢国、謀叛人居住国々、凶徒之所带跡ニハ、所令補地頭候也」とあるのは、「伊勢国に限らず謀反人が居住していた国々では、その凶徒(謀叛人)の所带跡に……」という意味であろう。この奏請の中で荘郷地頭設置の事例とされた伊勢国と同じ範疇に入れられている「謀叛人居住国々」は、やはり「凶徒之所带跡」に荘郷地頭を置く地域という意味で捉えるのが妥当である。それに、そこに置かれた地頭たちが「本家領家諸役」や「国役雜事」を勤仕するという点も考慮しなければならない。この奏

請の文脈を二つに切斷して、この記述は国地頭とは関わらないとする立場もあるが、先にも触れたように筆者はそうした読む側の都合を優先させた解釈はなるべくしない方が無難だろうと思っている。少なくとも、この文面は前半と後半が繰り返しになっていると読めば、そのままで一応の意味は通じると思う。順序としては、そうした史料の原形に沿った解釈の可能性から追求することが求められるのではないか。そして、この奏請の内容を統一的に理解しようとするなら、「本家領家諸役」や「国役雑事」もここに述べられている「地頭」たちの負担として捉える必要がある。これまでの研究史でいわゆる国地頭がそうした役目を負っていたと論じる作業はなされていらないのではなからうか。甚だ大雑把な見通しで恐縮だが、これらの諸点を踏まえれば、この奏請は荘郷地頭(だけ)についてのものと理解していいように思う。この頼朝の奏請(の一部)を国地頭停廢との関連で解釈されようとする大山喬平氏の研究(たとえば同氏前掲「文治国地頭制の停廢をめぐって」など)は勿論参照しなければならぬけれど、現在のところ筆者は、そうした理解に従うことには消極的である。

(31) この場合、本稿での理解に従えば、頼朝ひいては幕府が時政から返還された七ヶ国分の地頭職を持っていたのであるから、たとえ惣追捕使への切り替えがなされていたとしても、ここで幕府関係の武士の職をまとめて地頭と呼ぶことに不思議はなく、この史料は直ちに七ヶ国地頭職が荘郷を対象としたものではないとの論拠にはならないのでは、との疑問もあるいは生ずるかと思う。確かに論理的にはそれも言えると思うが、ここで具体的問題になっているのは、抽象的な頼朝の総体的権限ではなく、各地の武士たちが引き起こしていた濫妨行為がそれ自体であった。もし、時政から頼朝に返還された地頭職が荘郷を対象としたものまで含む(これは実態として荘郷にある個々の武士たちの立場をどうこうするというものではなく、あくまでそれらの職の名称をどうするかといったレベルにとどまる問題であろうが)のであれば、同時に時政の管轄する七ヶ国での荘郷においても幕府が関与する職名は惣追捕使に切り替わっていた筈であるし、この頼朝奏請においても、濫妨行為を停止すべき主要な対象としては、自身や幕府が保持している名目的権限の名称ではなく、それら各地の「惣追捕使」に言及しない訳に

は行かなかつたであろう。そうであれば、本文のように理解しておくことに特に問題はないと思う。

(32) 「鏡」文治二年十一月廿四日条収載。

(33) 保立道久氏が前掲「日本国惣地頭・源頼朝と鎌倉初期新制」において、「毎国」の部分を「院の提案あるいは希望の観測」とされていることは興味深い。保立氏の場合はいくまで「毎国」を一國地頭職の存在に結びつけないための議論であるが、③の史料で院が述べていることをそのまま現実に直結させない視角は学ぶべきものと思う。

ただし筆者は本文で述べているように、むしろ広博・狭少の荘園に関する部分を「院の提案あるいは希望的観測」の如きものと捉えた方がよいと考えるのであるが、念のため付言すると、筆者は時政の七ヶ国地頭職を一國ごとの地頭の集積（や七ヶ国に置かれた荘郷地頭の総称）ではなく、七ヶ国という地域ブロックを管轄する地頭職として捉えられた保立氏の研究に基本的に従って当該の歴史イメージを作っているつもりである。ただ、そうした立場からでも、「毎国置惣追捕使」の部分は当時の院側が七ヶ国地頭職を国単位で考えていたことを示す表現と捉えて問題はないと思う。これは七ヶ国地頭職の実態

にはなく、院側の有したイメージにこそ関わる文言だからである。国を集積した地域ブロックという概念が当時の貴族社会に理解し難く、またそうした時政の「支配領域」の中においても実質的に各国衙の果たす役割は

大きくかつた（たとえば時政は「各」の国衙に「為令遂勸農候」に七ヶ国地頭を辞止している）という点から、院側は七ヶ国という地域をブロック化して管轄する時政の地位を、「毎国」の地頭と少しズレて捉えていた、と考えればこの部分は理解可能ではないか。

(34) この点、義江氏が国地頭職を次第に頼朝の一身に集積されるものと展望されている（六八〇頁以降）ことは、大筋として肯定できると思う。